

## ○坂井市外部公益通報に関する要綱

令和4年6月1日

告示第242号

### (趣旨)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、本市が通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関として、外部の労働者からの公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者による適切な法令遵守を促進し、もって市民の生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部公益通報 法第2条第1項各号に掲げる者が、同条第3項に定める通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関し、処分又は勧告等を行う権限を有する本市の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。
- (2) 通報者 通報対象事実に関する事業者に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者のほか、当該事業者の役員、退職者（退職後1年以内の者に限る。）、取引先事業者等の法令遵守を確保する上で必要と認められる者をいう。ただし、法第3条第1号の規定に基づく公益通報を行う場合における本市の職員等を除く。
- (3) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課等をいう。

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語の意義は、法の例による。

### (通報窓口)

第3条 外部公益通報の受付及び所管課への取次ぎ事務、外部公益通報に関する相談事務等を行う窓口（以下「通報窓口」という。）を総務部総務課に設置する。

2 通報窓口を経由せずに所管課に対してなされた外部公益通報は、当該所管課において受け付けるものとする。  
3 前項の場合において、所管課が複数あることが判明したときは、通報者が最初に外部公益通報を行った所管課を通報窓口とする。

### (外部公益通報の受付等)

第4条 通報窓口又は所管課は、外部公益通報があったときは、通報者の秘密保持に配慮しつつ、坂井市外部公益通報受付票（様式第1号。以下「受付票」という。）により通報者の氏名及び連絡先（匿名による通報の場合を除く。）並びに外部公益通報の内容となる事実を把握するものとする。

2 前項の場合において、通報窓口が外部公益通報を受け付けたときは、通報者の秘密保持に配慮しつつ、速やかに受付票により所管課へ取次ぐものとする。  
3 通報窓口又は所管課は、通報者に対し秘密が保持されることを説明するものとする。

ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報等であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(外部公益通報の確認等)

第5条 所管課は、外部公益通報を受け付けたときは、必要な確認を行い、外部公益通報として受理するかどうかの判断をするものとする。ただし、通報者からの通報が次に掲げるいずれかに該当する場合は、受理しないものとする。

- (1) 不正な利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正を目的とするもの
- (2) 内容が具体性を伴わず不分明なもの
- (3) 内容が虚偽であることが明らかなもの
- (4) 単なる伝聞に基づくもの等、通報内容について信ずるに足りる理由が認められないもの
- (5) 通報対象事実について市が処分又は勧告等をする権限を有しないと認められるもの
- (6) その他外部公益通報に該当しないことが明らかなもの

2 所管課は、外部公益通報の受理を決定したときは受理した旨を、不受理を決定したときは受理しない旨及びその理由を、坂井市外部公益通報受理（不受理）通知書（様式第2号）により、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による通報の場合又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(教示)

第6条 所管課は、通報対象事実が前条第1項第5号に該当することを理由に外部公益通報として受理しないことを決定した場合は、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を遅滞なく当該通報者に対し教示しなければならない。

- 2 所管課は、外部公益通報として受理した後に通報対象事実に係る処分又は勧告等をする権限が他の行政機関に属することが明らかになったときは、当該行政機関を遅滞なく当該通報者に対し教示しなければならない。
- 3 前2項に規定する場合において、通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をすることができるものとする。

(調査の実施)

第7条 所管課は、外部公益通報として受理した場合は、速やかに当該通報対象事実について調査を開始しなければならない。

- 2 所管課は、前項の規定により調査を行う場合は、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が調査対象となる事業者及びその関係者に特定されないように十分に配慮しつつ、必要かつ適当と認められる方法で行うものとする。
- 3 所管課は、調査が終了したときは、その内容を坂井市外部公益通報調査結果記録票（様式第3号）に記録するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第8条 所管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めた場合は、速やかに、法令に基づく処分又は勧告等の措置をとらなければならない。

(調査結果等の通知に基づく措置)

第9条 所管課は、通報者に対し通報対象事実についての調査結果及び措置の内容を坂井市外部公益通報調査及び措置結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。ただし、匿名による通報の場合、適正かつ円滑な業務の遂行に支障がある場合、又は利害関係人のプライバシー等に関する問題が生じるおそれがあると認める場合は、この限りでない。

(調査の協力)

第10条 通報対象事実に係る所管課が複数ある場合は、各所管課は連携して調査し、及び措置を講じるものとする。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第11条 通報処理従事者等(通報等(外部公益通報及び通報制度等に関する相談をいう。以下同じ。)への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。)は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報処理従事者等は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
- (2) 通報者等を特定させる事項については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと。ただし、通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。
- (3) 通報者等を特定させる事項を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による同意を取得すること。
- (4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

(利益相反関係の排除)

第12条 通報窓口及び所管課の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、通報への対応に関与してはならない。

- (1) 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者
- (2) 通報者又は被通報者と親族関係にある者
- (3) 通報に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害し得る者(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

坂井市外部公益通報受付票

作成者 所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

受付日時	年      月      日      時      分
通報の方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> その他 ( )

通報者に関する事項

氏名 (※1)		連絡先 (※2)	
通知を	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
労務提供先	名 称 : 所在地 :		
区分	<input type="checkbox"/> 正規社員 <input type="checkbox"/> 非正規社員 <input type="checkbox"/> 派遣労働者 <input type="checkbox"/> 請負事業等従事者 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

通報対象事実に関する事項

行為者の氏名		地位等	
通報内容 (※3)			
上記内容を客観的に説明できる資料			
<input type="checkbox"/> ある ( ) → 提供の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> その他 ( )			
備考			

※1 匿名での通報の場合は記入不要。

※2 連絡先には、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス等を記入すること。

※3 通報内容には、通報対象事実の発生日時、場所、内容、証拠等の詳細を記入すること。

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 号  
日

様

坂井市長

### 坂井市外部公益通報受理（不受理）通知書

#### 1 受理の場合

年 月 日付通報については、公益通報保護法第2条第1項に規定されている公益通報として受理することとしましたので通知します。

#### 2 不受理の場合

年 月 日付通報については、公益通報保護法第2条第1項に規定されている公益通報の要件を満たしていないことから、公益通報として受理しないこととしましたので通知します。

（不受理の理由）

様式第3号（第7条関係）

坂井市外部公益通報調査結果記録票

年　月　日

所管課名	調査担当者	
通報回付日	年　月　日	
調査期間		
通報者	氏　名： 連絡先：	
通報の概要		
調査の方法		
調査結果		
受理後の教示を要する場合	処分、勧告等の権限を有する行政機関の名称 提供資料	
備考		

通報者への通知に関する事項

調査結果及び措置の通知	年　月　日
-------------	-------

様式第4号（第9条関係）

第 年 月 号  
日

様

坂井市長

坂井市外部公益通報調査及び措置結果通知書

受付日	年 月 日
調査結果	
措置の内容及び是正結果	
その他参考事項	

通報者への通知に関する事項

本件措置に関する問合せ先：

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第9条関係）